

就業規則 新旧対照表

④- 1

改正後（新条文）	改正前（旧条文）
<p>(誓約及び採用決定時の提出書類)</p> <p>第9条（第1項）</p> <p>(3)マイナンバーカード（個人番号）<u>又は個人番号が記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書</u></p> <p>(第3項)</p> <p>3（省略）速やかに<u>書面または法人が指定した方法（電子申請システム等）</u>で法人にこれを届け出なければならない。</p> <p>(労働条件の明示)</p> <p>第11条（第1項）</p> <p>(2)就業の場所及び従事する<u>業務の変更の範囲</u>、雇入れ直後の勤務地又は職務の内容</p> <p>(8)当該職員の労働契約に期限の定めがあるときは、当該契約の<u>更新上限</u>の有無、更新がある場合におけるその<u>判断基準及び無期転換申出可能時期</u></p> <p>(採用拒否)</p> <p>第14条（第1項）</p> <p>(9)（省略）第<u>9.0</u>条（解雇）の事由に該当するとき。</p> <p>(休職期間)</p> <p>第45条（第1項）</p> <p>(省略) <u>書面または電子媒体等</u>により指定した日を (省略)</p>	<p>(誓約及び採用決定時の提出書類)</p> <p>第9条（第1項）</p> <p>(3)マイナンバーカード（個人番号）</p> <p>(第3項)</p> <p>3（省略）速やかに<u>書面</u>で法人にこれを届け出なければならない。</p> <p>(労働条件の明示)</p> <p>第11条（第1項）</p> <p>(2)就業の場所及び従事する<u>業務</u>、雇入れ直後の勤務地又は職務の内容</p> <p>(8)当該職員の労働契約に期限の定めがあるときは、当該契約の<u>更新</u>の有無及び更新がある場合におけるその<u>判断基準</u></p> <p>(採用拒否)</p> <p>第14条（第1項）</p> <p>(9)（省略）第<u>8.9</u>条（解雇）の事由に該当するとき。</p> <p>(休職期間)</p> <p>第45条（第1項）</p> <p>(省略) <u>書面</u>により法人が指定した日を (省略)</p>

改正後（新条文）	改正前（旧条文）
<p>(第6項)</p> <p>6 (省略) 休職辞令により<u>書面または電子媒体等</u>で通知する。</p> <p>(出退勤)</p> <p>第59条 (第1項)</p> <p>(3) (省略) 職員は、自ら<u>出勤・退勤時にタイムカード等に打刻し、記録すること。</u></p> <p><u>第11章 無期労働契約への転換</u> <u>(無期労働契約への転換)</u></p> <p><u>第97条 期間の定めのある労働契約（有期労働契約）で雇用する職員のうち、通算契約期間が5年を超える職員は、法人へ申し出ことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）での雇用に転換することができる。</u></p> <p><u>2 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の契約期間を通算するものとする。ただし、契約期間満了に伴う退職等により、労働契約が締結されていない期間が連続して6か月以上ある職員については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。</u></p> <p><u>3 この規則に定める労働条件は、第1項の規定により無期労働契約での雇用に転換した後も引き続き適用する。ただし、無期労働契約へ転換した時の年齢が、第85条に規定する定年年齢を超えていた場合は、当該職員に係る定年は、満70歳とし、定年に達した日の属する年度末（3月31日）をもって退職とする。</u></p> <p><u>（以下、章番・条番を繰り下げる）</u></p> <p><u>この規則は令和7年4月1日より一部改正</u></p>	<p>(第6項)</p> <p>6 (省略) 休職辞令により<u>書面</u>で通知する。</p> <p>(出退勤)</p> <p>第59条 (第1項)</p> <p>(3) (省略) 職員は、自ら<u>即時に出勤時に出勤簿に捺印すること。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>